

第 2 次上天草市一般廃棄物処理基本計画の素案概要について

1 趣旨

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有し、また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資材の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊等環境問題にも密接に関係しています。

国では、このような情勢を鑑み、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）を始めとした各種リサイクル法を制定し、天然資材の消費抑制や環境負荷の低減等、循環型社会の形成に向け取組が進められています。

国際的には、2015 年に国連において全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められたところです。これは、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール及び 169 のターゲットから構成され、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。このうち「ゴール 12（持続可能な生産・消費）」では、生産と消費の過程全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の流出を最小限に抑えることを目標にしています。

上天草市においては、平成 24（2012）年度から平成 32（2020）年度までの 10 年間を計画期間とした上天草市一般廃棄物処理基本計画を平成 24 年 3 月に策定し、上天草市総合計画及び環境基本計画に係る個別計画として「人と海がふれあう環境にやさしいまち」の実現に向け、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の推進を図ってきましたが、来年度が計画の期間満了になること、国等の新たな方針や SDGs の目標を踏まえ新たに計画を策定する必要があります。

2 計画内容

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により策定する計画になり、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものになります。

一般廃棄物処理基本計画には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定めるところにより、以下の事項を定めるものとされています。

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

また、計画の策定に当たり、国や県が作成した各計画等と整合性を図りながら

策定するものとされています。関連する計画等は以下のようなものがあります。

- ・環境基本計画（国作成）
- ・循環型社会形成推進基本計画（国作成）
- ・廃棄物処理法基本方針（国作成）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法
- ・地球温暖化対策計画（国作成）
- ・廃棄物処理計画（県作成）

3 計画の期間

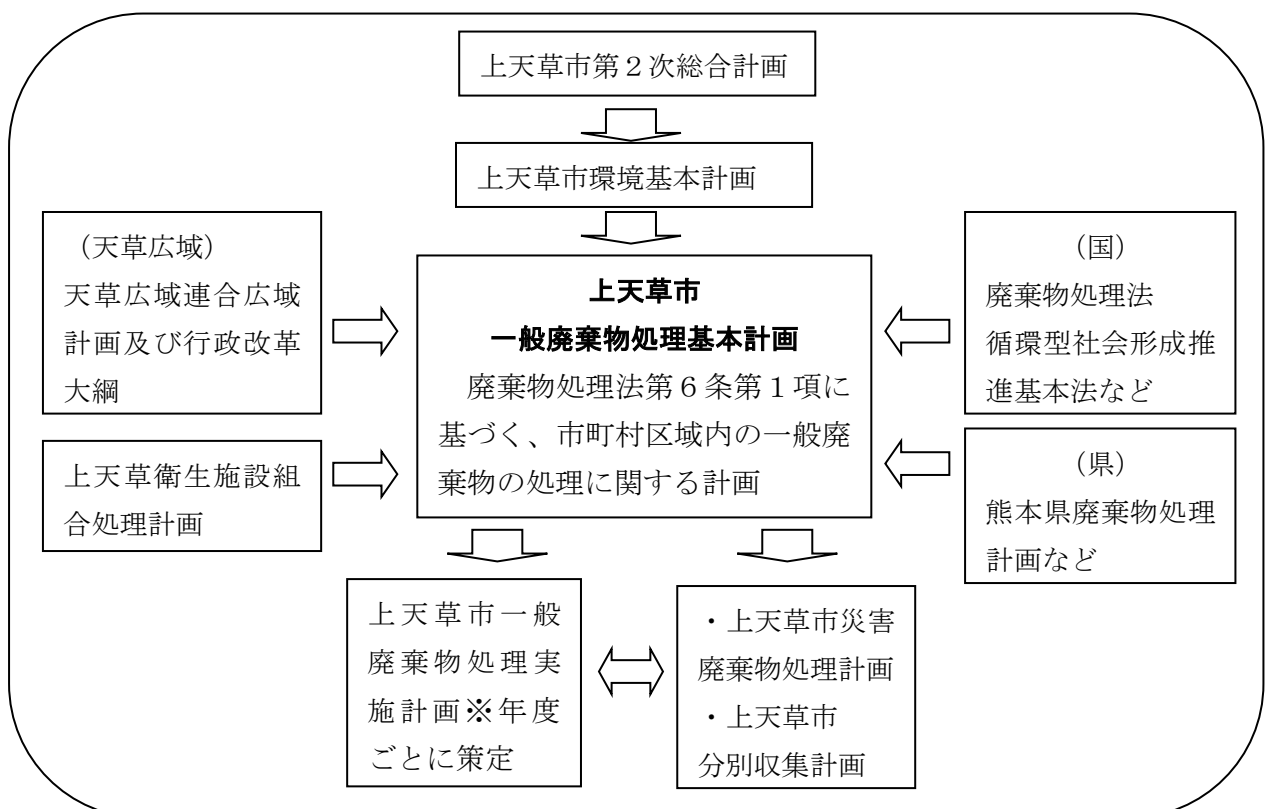
環境省のごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）では、計画期間について、目標年次を10年から15年先におくことが適切とされており、本市においては、環境基本計画との整合性を図るため、令和12（2030）年度を目標年次とし、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や関係法令の変更等に適切に対応するため、計画の中間時期である概ね5年後を目途に計画の見直しを行います。

4 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定されるものであり、その上位法である環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法等と整合性を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる事項を定めるものです。

また、本計画は、市の総合計画及び環境基本計画に係る個別計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画です。



5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 市長諮問及び環境審議会開催 | 令和2年3月12日 |
| (2) 計画書(素案)の作成 | |
| (3) 環境審議会開催 | 令和2年7月 |
| (4) 庁議報告 | 令和2年8月 |
| (5) パブリックコメントの実施 | 令和2年9月 |
| (6) 環境審議会開催及び市長へ答申 | 令和2年10月 |
| (7) 庁議報告 | 令和2年11月 |
| (8) 計画策定 | 令和2年11月予定 |
| (9) 総務常任委員会へ報告 | 令和2年12月 |